

参議院農林委員会會議録第二十七号

昭和二十八年七月三十一日(金曜日)午
前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
清澤 俊英君
小林 亦治君
松浦 定義君
鈴木 一君

政府委員

農林省農地局長 平川 守君
林野庁長官 柴田 榮君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○農林政策に関する調査の件

(国有林野の私下問題に関する件)

○諸顧及び陳情の取扱に関する件

○土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林
委員会を開会いたします。

日程に追加をいたしまして、国有林
野の私下問題について、かねてから小
林委員から質疑の要求がありますの
で、この問題を議題といたします。小
林君。

○小林亦治君 長官がお見えになつた
ようですから、この際簡単に伺つてお
きたいと思いますが、長官は御就任以
来、この私下については非常に努力を
されて、成るべく早く、広範囲に私下
げてやろうという御方針だそうに伺つ
ておるのですが、地方の実情を聞いた
り、或いはそれらの団体に當つて聞
いて見るといふと、どうも高い。何と
かもつと安いように計らい願えないも
のか。或いは規定の改正によつて納付
期間の延長というやうなことにできな
いかという陳情をしばしば受けておる
のであります。そこで現在の価格ほど
ういうふうであるか、もつと安くでき
ないものかという点と、私下代金の
納付についてもつと楽な方法が現段階
で何かないかどうか、この点を簡単に
長官に伺いたいと思ひます。

○政府委員(柴田榮君) お答え申上げ
ます。林野整備に關係いたします売払
の価格の基準の問題は、根本を時価と
いうことに考えまして、而も基準を明
確にいたしました。評価者の仮にも私
意が入る、或いは評価の因子に不確定

のものが入るといふことを極力避け
る、こういうお考え方で中央森林審議
会において特に慎重に御審議を頂きま
して評価の基準を定めた次第でござい
まして、内容を簡単に申し上げますと、
土地の評価に關しましては、時価を現
在客観的に裏付けする方法といたしま
して、地方税法の第三百四十一条の第
七号によりまする市町村に備えており
まする土地課税台帳に記載されてお
ります価格をとるといふことにきめた
次第でございまして、これは毎年その
時価を、時価といふことで毎年改訂を
するといふことになっておりますので、
客観的な条件としては最も的確な
時価といふ考えの方なのでございま
す。国有林につきましても、民有林と
場所の關係等必ずしもそのまゝを適
用するといふことは不可能でございま
すので、近傍の類似の民有林を基準と
いたしまして、その民有林と国有林野
の双方の土地の地味、或いは便、不便等
の度合を一定の基準によつてグレイド
を付けまして、その比例数値を民有林
の地価に乘することによつて当該国有
林野の地価を決定する、こういう方法
をとつておりますので、私どもとい
たしましては、現在地価評価の基準と
しては一番妥當なものであるといふ
うに考えておる次第でございまして、現
在におきましては、農地法に基きます
る未墾地買収基準の政令にも同一の方
法がとられておりますことを申添え
たいと存じます。更に林木の価格評価
につきましましては、伐採利用できる林分

につきましましては、市場価格から逆算の
方式をとつておりますが、これは売
買いたします林木に對します価格
としては最も普通に使われておる方法
でございまして、ただこの際伐採利用の
時期といふものが相當問題になるので
ございまして、現在森林法の施行に基
きまして適正伐期齢級、切つて売ること
のできるという標準に適正伐期齢級
といふものを地方別に、樹種別に決定
いたしておりますので、適正伐期齢級
以上のものにつきましては市場価格の
逆算方式をとつておるのでございま
す。それ以下の林につきましては、市
場価格逆算の方式をとりますれば、伐
期の不適正等の關係上、必ずしも適正
な評価が期待できないといふことで、
この幼齡の林につきましましての評価の方
法にいろいろあるわけでございまして、
一つには費用化によりまする計算
の方式、或いは理論的に林分が適正な
伐期に達しました場合にやられます
純収益の現在値の引き直し、即ち希望
値と計算方式があるものでありまして、
理論的に申上げますれば、希望値計算
の方式が正しいやうな気がいたします
が、この際にやはり利率が計算の因
子として入つて参ります。この利率の
決定如何によりましては非常に大きな
変動を生ずるのでございまして、大
蔵省等においてもお使いになつてお
ります希望値計算の同様の傾向を持
ちますところの実績数値からいたしま
するグライゼル方式を採用いたしまし
て、これを算定いたしておる次第でござ

いますので、算定基準につきまし
ては、いずれも決して高過ぎるという
ことにはならないと確信いたしてお
ります。従ひまして若しきやうなお話
がありました場合に、この算定内容につ
いて御不審でもございすれば、具体
的に当該の営林署についてお調べを頂
くといふことにいたしたいと存じま
す。なお御納得が行かない場合には
営林局なり私どもなりへお申出を頂き
ますれば、いつでも御納得の行くよう
に説明を申上げた、かように存じて
おります。なお若し万一算定に誤り
でもありますれば、いつでもこれを修
正しなければならぬ、かように考
へておることを御了承願ひたい、か
ように考えております。なおこの代金
の支払に關しまして、いさ少し簡便
に、或いは容易に支払のできるように
考えられたいかというお話でござい
ますが、特にこの林野整備法におき
ましては、延納期間を普通の規定よりも
特例として十年の延納を認められて
法律に規定せられておりますので、
これを或いは延納期間を延長する、金
利を下げるという問題になります
と、更に法律の改正を要するといふこ
とになります。特例として特に延
長を認められておりますので、更に
これを延長することには相當異論があ
るのではないかとはいふに考えられ
ますが、私どももいたしましては、
延納に担保を要する場合に、担保物
を見出すことには相當困難であるとい
ふやうな事情もわかるのでございま

ので、特に大蔵当局等とも御相談をいたしまして、売却対象物件そのものをそのまま担保物にお使いを願つてもいいということまで御了解を得て措置をいたしておりますので、その点も御了承願いたい、かような考えでおりますが、私も総括いたしまして決して高い評価で売つてゐるのではなから、而も時価といふことで売つておりますので、最近のごく木材、林産物の価格が相当上げ傾向にありまする場合には、却つて幾らか時間の経過を見ますと安く売つてしまつたのじやないかといふような批判も受ける危険がありますので、その辺は十分に御相談をいたして進めておるつもりでございますが、余り不当に安くならないといふことになりますれば、直ちにこれを売却して差額を出さうといふような、これは大変言い過ぎかも知れませんが、さうな原因を作りますと……、勿論これを売却します場合には、林野として合理的に経営をお願いするといふことで具体的に植伐の計画を立てて賣つて、それでやるというので一応お約束をして売却うわけでございますが、他の原因が強力に出て参りますと、そのお約束を乱して一時に伐採が促進されるというやうなことを非常に恐れておりますので、飽くまでも適正な価格で処分をいたしまして、これを合理的に守つて経営をして頂くように特に注意をいたしておるということを申添えさせて頂きます、お答えいたします。

○小林亦治君 そうしますと、現在の法律を改正しなければ延納の期間或いは金利の点の切替はできない、こういうことですが、担保物権として使うことを許されても金利が二重になり、非常に困難だと思つて、これは根本的にはやはりこの法律改正というほうに持つて行かなければならないと思つた、先ずその価格の点でやはり高かつた場合がなきにしもあらず、そういう場合にはこれは再調査か何かされて現在までに引下げた実例が何例になるかどうか、それを伺います。

○政府委員(柴田榮君) 現在まで売却を完了いたしましたものに関しましては、不当であるといふような御意見から再調査いたしましたものは実はないのでございますが、勿論従ひまして改訂を要するものは一件も起つておりません。

○小林亦治君 もう一点だけ伺ひたいですが、何か非常に当局としては慎重に扱つておるやうなんですが、この私下げによつて何か町村の理事者が不正な行動をとるか、或いはうまいことない事態が起つたといふやうな実例を聞いておるんですが、そういう場合にこれはどういふふうな処理されるのですか。

○政府委員(柴田榮君) 具体的に起つた事例は二、三あるものであります、と申しますのは、私下をいたしまして、これを植伐の年次計画を立てて頂いてそれに従つて経営をする、こういうお約束を願つてゐるにもかかわらず、直ちに全林を売却つて金に換えようといふやうな事例が出て参りました、それは事前に実は私どもそれを発見いたしました、直ちに当局のほう、関係庁の当局のほうにその不当を申出しまして、若しこゝろいふやうなことが行われるとすれば契約を解除するといふ通告をいたしまして、それは中止させ

れた事例があるのでございますが、その他にもさうな情報も、一、二入つておりますので、直ちにこれを是正しなければならぬといふやうなことで今調査をいたしておる事例も一、二ございいます、そういう危険は全然ないとは言われぬのでございいます、一応お買取り頂いたものでございいますから、どの程度までが不当であるといふことで我々は制限できるかといふことには非常な疑問を持つております、要は一時に折角樹林地になつておりますものを固めて伐採されるということになりますれば、その後の治山治水の面におきまして必ず大きなマイナスを背負つて頂かなければならぬ、これを防止するために我々は十分に監視し、且つ間違ひなく実行して頂くことをお願いする、こゝろいふ考えでおりますことを申し上げます。

○小林亦治君 有難うございます。

○委員長(片柳真吉君) 次に請願及び陳情の件を議題といたします。当委員会に付託されましたものは、請願が七十六件、陳情が三十五件であります。一昨日御了解を得ました通り専門員の側におきまして予備調査を了しておりますので、予備調査の結果を報告をいたしまして採否をおきめ願ひたいと存じます。速記を止めて下さい。

午前十一時二十一分速記中止

午後零時二十九分速記開始
○委員長(片柳真吉君) 速記を始めて下さい。それでは午前の委員会はこれで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十九分開会
○委員長(片柳真吉君) これより委員会を再開いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案は七月七日内閣より予備審査のため提出、一昨二十九日衆議院を原案通り通過し、本院に付託せられておるのであります。この法律案の提案理由は、去る七月十三日に説明を聞きました、大分時間もたつておりますので、一応政府当局から、この法案の内容を簡単に御説明頂いて、引續いて質疑に入りたいと存じます。なお本法案に関連して、農地改革の件について松浦委員から農林大臣の出席を求めておられますが、只今連絡中であります。出席されるかどうかまだ確答がありませんが、大臣が見えませんでした場合には、関連質問松浦委員その他からされると思ひますから、あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) この土地改良法の改正を行います理由は、主として土地改良に関する従来の法律の手續が非常に煩瑣にできております。これは御承知のように、終戦後司令部の監督の下にありました頃にできました法律でありまして、これらの手續の非常に複雑なること、或いは面倒なことを要求しておりますことにつきまして、これも一方から考えれば仕事を間違ひなくやる、慎重にやるという意味におきまして、全然誤つたこととも言えないと思つておりますけれども、併し実際問題として各地方で運用をいたしました結果、各地方において余りに煩瑣に過ぎる、必要以上に煩瑣な手續を要求しておるという声が非常に強く上つて参りました、そういう意味に

おきまして、この手續の点を必要なる最小限度にできるだけ簡素にして行く。そして事業の円滑なる運営に資し、併し一方においてそのために非常には関係者の間の十分な納得を得る手續が欠けたりいたしましたのは困るのでありますから、そういう点には勿論注意をいたしておるのであります。要するに、實際運用いたしました結果、非常に複雑で手續に無用の時間とか、或いは労力を要する点を省くということが主たる狙いでございします。主たる点を二、三御説明申し上げます、法案の第五条、第六条等におきまして、事業の適否の認定といふことを規定してありますが、これは従来土地改良法の設立に際しまして予備審査、本審査といふ二重の手續を規定してございまして、それらの審査に相当なる時間とやかましい手續とを要求されておつたのであります、が、實際問題として、予備審査のほうは大體その改良事業といふものが改良事業として適當であるかどうか、適切な計画であるかどうかといふことを技術的に認定することが主眼でありまして、いろいろな報告とかいふやうな手續を簡素にいたしました、事業の認定をするといふことにいたしましたのであります。

それから第十八条におきまして、役員について土地改良区の運営上必要がある場合において、理事定数の五分の一以内、監事の定数の二分の一以内に限つて員外役員を置くことができることとしたいたしました。これも實際の必要からいたしました、従来これが非常に厳格になつておりましたのを、この程度までは置き得るといふことにいたし

二

たのであります。

それから第二十三条であります。総代会の規定でございます。現行法では組合員数が五百人を超える場合でないと総代会を置くことができない、これは実際問題として各種の決議の必要のために招集する手続の關係が非常に不便でございまして、各地方の要望もこの点については強かつたのであります。これを三百人ということにいたし、又その総代の数も、従来の比率よりも総代数を少くする、ただ土地改良区のごときは、時に異なりますと、かなり大きなものがございまして、従来の比率であります。何百人という総代を集めなければならぬ。そのため非常に費用も時間もかかるという場合もございまして、これを簡略にいたしましたのであります。もとよりほかのいろいろな団体の例なども見まして、そのために組合員の意思の反映に事欠くようなふうにはならないように注意をいたして比率を定めたのであります。

それから第四十八条では、土地改良事業の計画の手續を簡素にいたしました。計画を変更いたします場合に、従来は総代会の議決のほか、新しい事業の施行にかかる地域の組合員で組織する会議の議決を要するという事になっておつたのであります。これをその組合員の三分の二以上の同意ということにいたしました。これを以て実際上は事足りると思ふものであります。次に第八十七條の二でございしますが、これは国営或いは都道府県営の開田、開畑、干拓事業を行います場合に於いて、その開田地帯において併せて灌漑、排水の事業等を行うことが適當であるという場合において

ては、これはその地方の關係者の同意を得まして一緒にその仕事を行うことができるということにいたしましたのであります。これは新たな規定でございまして、實際上の便宜からいたしまして、こういう場合が相當にありまして、これを規定いたしましたのであります。それから第八十七條の三でございしますが、これも国営都道府県営の土地改良事業の計画につきまして、現行法に手續規定がないのであります。が、この事業計画を変更する手續を規定いたしました。關係者の三分の二以上の同意によつて計画を変更するということを認めたのであります。

第九十六條の二というのは、市町村の土地改良事業を認めることにいたしました。従来市町村はこの土地改良法において、事業の主体として規定をせられておらなかつたのであります。實際問題として市町村が主体になつて土地改良事業を行いたい、市町村としても相當なる費用を支出してもよろしいというふうなこともあるわけでありまして、そういう場合にこれを拒否する必要もないと考えますので、土地改良法の同意を得、又都道府県知事の認可を受けましたような場合においては、市町村も土地改良事業の主体になり得るということにいたしましたのであります。

それから第三十三條の第三項におきましては、役員が法令に違反した等の場合における監督の規定を設けました。大体以上のような諸点でございまして、一番重要な改正の趣旨としては、先ほども申し上げましたように、予備審査を廢する、或いは総代会の設置を簡

易にするとか、或いは事業計画の変更について必要十分な程度の手續規定をおきますとか、そういう手續の簡素化を図るということが主眼であります。

○小林亦治君 直接この法案に關係のないことですが、大臣が見えるまでの間五、六分農地局長に伺いますが、かねてから局長にも御心配願つた開拓の地主は反対をする、この反対の理由の主なるものは土地を離したくない、何でもかんでもとにかく反対するといふものと、それから治山治水といふような方面からの要請によつて伐採をしたくないといふ場合もあり、更に幼齡林であるためにもつと残したいといふたような反対の理由が主たるわけなんです。何でもかんでも未墾地開墾に反対であるといふのは別としてまして、地元の要請によつて治山治水の關係から伐採しないでくれと言われている場合とか、或いはもう五、六年経てば伐期が適當になるのに、今切ると忍びないといふたような場合は、そのために開拓の運びが遅れておるといつたような場合は、開放を求むるほうの農民側と、開放させられるところの地主との間の妥協によつて未墾地開拓を速かに完遂させるといつたような方法をとらなければならぬ場合は實際において往々にある、そこでこの前の農地法によつて開拓に達せざる部分を旧地主に返すという規定ができた、これを一〇〇%生かして不道地を地主に返す、そのことによつて地主の氣持をも緩和させて開拓を進めるといふことを今現にやつておるのであります。これは与えられた合法面での運び方で何ら

の異論はない、問題は実は適地であるのだが、その適地である部分も地主側に譲歩してこゝは残してあげる、その代りそのほかの部分の速かにこれをやれといふたようなことをやらんと、實際は所期の目的を早く達するといふことができない場合にぶつかつておるのですが、かような場合に一旦国が買取をしたのであるから、適地となつていふ以上は返されたい、返すわけには参らん、これは尤もに聞えるのですが、法的に返すわけには参らんとしまして、毛上の管理の伐採まで五年とか、八年とか、或いは十年とか待つてやるといつたような便法はこれは行政上できないのかどうかといふことを伺いたい、それができれば、かねてから局長に非常にお心配願つておる場所の開拓の問題の未解決部分も急速にきめる状態になつておるのです。国が買つたのだから早急に伐採しなければならぬ、返すわけにはいかんといふことを一点張りに言われると、全体の開拓が進まんとおるわけなんです。そこで本省の行政の實際の面から、それでは暫らく伐採を待つてやる、異存のない部分だけは早急に開放をして行くといふような処理をするといふわけに行かんかどうか、それをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(平川守善) 農地法の八十八條の不用地を返還するといふ規定は、これは飽くまでも自然条件から見まして開拓に不適である、或いは開拓に不適用であるといふ土地を返すといふ趣旨でありまして、この趣旨を曲げるということは非常に弊害を生ずると思ひます。一方においては相當開拓適地でありまして、この返還を受

けるということとは非常な利益を一方に与えることにもなりますので、やはり嚴格に自然条件等を技術的に検討しまして開拓に不適である、或いは開拓の用に供する必要があるといふような線で返還するものは返還するといふ建前をとりたいたいと思ひます。ただ實際問題として、お話をしようといふ点において旧地主の側にも不當な損害を与える、或いは不必要な痛手を与える必要はないわけでありまして、法規の許す範囲においてそれらの土地を提供しました地主に対して、できるだけの何と申しますか、温情のあると言いますか、そういう措置を法律の許す範囲においてとつて行くといふことはやつたらいと考へております。

○小林亦治君 よくわかりましたが、地主と開拓民が協議をして、これだけは我々では要らないのだ、適地という認定の下に国の買取にはなつたが、実は要らない、我々の要求するほうだけを早く伐採してくれといふふうな現状になつておるのです。ところが要らないと言われた部分も、実は適地として買取済になつておるので、問題がここに残つておるのですが、その場合に、まあ毛上の管理は地主にあるもので、すから、その管理状態を當分認めておいてもええが地主はそれで満足するのじやないか、その部分も全体に比較して極く小部分なんです。一割にもならないような極く小部分なわけなんです。そういう場合を認めて頂かないと、實際の場合は非常に困るのであります。四ヶ年がかりでやつておる、ところが未だにその一点のために結びを付けかねておるといつたような状態になります

けるということとは非常な利益を一方に与えることにもなりますので、やはり嚴格に自然条件等を技術的に検討しまして開拓に不適である、或いは開拓の用に供する必要があるといふような線で返還するものは返還するといふ建前をとりたいたいと思ひます。ただ實際問題として、お話をしようといふ点において旧地主の側にも不當な損害を与える、或いは不必要な痛手を与える必要はないわけでありまして、法規の許す範囲においてそれらの土地を提供しました地主に対して、できるだけの何と申しますか、温情のあると言いますか、そういう措置を法律の許す範囲においてとつて行くといふことはやつたらいと考へております。

○小林亦治君 よくわかりましたが、地主と開拓民が協議をして、これだけは我々では要らないのだ、適地という認定の下に国の買取にはなつたが、実は要らない、我々の要求するほうだけを早く伐採してくれといふふうな現状になつておるのです。ところが要らないと言われた部分も、実は適地として買取済になつておるので、問題がここに残つておるのですが、その場合に、まあ毛上の管理は地主にあるもので、すから、その管理状態を當分認めておいてもええが地主はそれで満足するのじやないか、その部分も全体に比較して極く小部分なんです。一割にもならないような極く小部分なわけなんです。そういう場合を認めて頂かないと、實際の場合は非常に困るのであります。四ヶ年がかりでやつておる、ところが未だにその一点のために結びを付けかねておるといつたような状態になります

けるということとは非常な利益を一方に与えることにもなりますので、やはり嚴格に自然条件等を技術的に検討しまして開拓に不適である、或いは開拓の用に供する必要があるといふような線で返還するものは返還するといふ建前をとりたいたいと思ひます。ただ實際問題として、お話をしようといふ点において旧地主の側にも不當な損害を与える、或いは不必要な痛手を与える必要はないわけでありまして、法規の許す範囲においてそれらの土地を提供しました地主に対して、できるだけの何と申しますか、温情のあると言いますか、そういう措置を法律の許す範囲においてとつて行くといふことはやつたらいと考へております。

けるということとは非常な利益を一方に与えることにもなりますので、やはり嚴格に自然条件等を技術的に検討しまして開拓に不適である、或いは開拓の用に供する必要があるといふような線で返還するものは返還するといふ建前をとりたいたいと思ひます。ただ實際問題として、お話をしようといふ点において旧地主の側にも不當な損害を与える、或いは不必要な痛手を与える必要はないわけでありまして、法規の許す範囲においてそれらの土地を提供しました地主に対して、できるだけの何と申しますか、温情のあると言いますか、そういう措置を法律の許す範囲においてとつて行くといふことはやつたらいと考へております。

第九部 農林委員会會議録第二十七号 昭和二十八年七月三十一日【參議院】

ので、そういう場合には規定を楯にとらなで、実際上の円満に行くことを考慮してもらつて、毛上の管理を当分地主に残しておいてもらうという手をとります。

つてももらいたいのであります。これは私どものイデオロギーから言うると反対なのであります。不適地でも地主に返るのは面白くないということで、農地法の審議の場合に意見を申し上げたのであります。が、それにも増して、かような場合には意に満たない注文なんです。が、実際地方において開拓を成るべく争いなくやりたいというためには、

○川口爲之助君　土地改良区を設定するに當りまして、一定の指定された地域内の個々の三分の二の同意を得ていろ／＼法規上の手續を経まして、土地改良区が設定されるのでありますけれども、その三分の一ですが、残りの三分の一というものは強制加入をされることになるのですか、その点を一つお伺いしたい。

○政府委員(平川守君) 強制加入になります。

○川日為之助君　そこでこの法規の第七十七条によりますと、個々の改良区が連合体を組織することができるといふことを書いてございますが、これはどういふことになりますか、つまり

上から盛り上げる力を結集して連合体を作るといふことでありますか、その辺を一つ。

○政府委員(平川守署) これは個々の土地改良区が或る事業の一部分についてお互いに共同でやつたほうが都合がよろしいという場合に自発的にそういうことを行うわけでございます。

○川口為之助君　そうするというと、先に強制加入をされました三分の一の

者ですね、それが若しこの改良区に加入することに反対の場合、その三分の一の者が連合体を組織してやるといふことはできますか。三分の二の同

○政府委員(平川守善) これは連合体のほうは土地改良区が単位になりまして、土地改良区同士の話で連合体というものを作るわけでありまして。その土地改良区の中の一部の人が離れて連合体を作るということがないわけでありまして。つまり個々の土地改良区自体が、つまり三分の二の同意で改良区というものができた、そのできた土地改良区がその土地改良区の意思として、他の土地改良区と共同で仕事をするというために連合体を作る。

○川口為之助君 それでは土地改良区

ができました三分の一の、反対の意思を持つておる人が脱退しようとする場合には脱退できますか、その土地改良区から脱退しようとするなら……。

○政府委員(平川守善) これは強制加入をしておるくらいでありますから、自由なる脱退は認められません。

○重政腐徳君　この法律は從來非常に不便であつた国民の声に或る程度応じた極めて適切な改正と私は考えるもの

であります。ちよつとお伺いしたいことは、市町村が府県知事の認可を得て土地改良事業を行うことができることになつたのであります。これは極めて現状から見て適切な改正と思うのであります。ところが従来は府県営で土地改良事業に対する足費の負担で

も、その点を農林省から自治庁に強く起債の枠も拡大し認可の点もできるだけ簡単に認可するよう何らかの方法をとつておかねば、折角国民の声に答えた市町村が事業を行うことができ得るようになったその目的を遂行することができんかと私は思うのであります。農林省は自治庁に対してどういう御交渉をなすつておられますか、ちよつとお伺ひいたしたい。

○政府委員(平川守君) 從來県の事業であります場合にも相当起債の問題が美濃問題として問題になつておつたの

であります。御承知の通りなかく、優先的にやつてくれないという状態です。併しこれは非常に重要な問題でありまして、我々としてましては、この土地改良事業に対すると自治体の仕事というものは、他の少くとも一般の公衆土木に比べて、何うか優先を要する

いろいろな起債の点についても、これは当然からなつた問題でありますから、当然お諾の然理解をしてくれるものと考ええております。この問題についてはなお今後とも自治庁の了解を得べく一つ私のほうの予算と並行した大きな問題として努力いたしましたしと考えております。

○重政腐儒君 これは市町村の或いは学校の建築とか、いろいろな生産的起債とは違つて、根本をなす生産的な負債になるので、私はこれは第一番に

優先的に認可すべきであらうと思ふのとあります。従来、農林省、自治庁の例を見ると極めて不満足な点が多いのであります。これはただ抽象的に、何か法律を改正したこの機会において強く協議して、文書でも

が、委員会としてもその点が従来の
ては、折角国民の希望に答えたこの
正が全く意味をなさんことになるの
ありまして、そういう意味から私個
の考えとすると、委員会としても自
庁にこの点を申入れたいというよう
考えておるのであります。

的にやつているとはいふものの、いろ／＼農民は賦課金をとられておるわけですね、補助金のほかに……。この賦課金等が必ずしも真剣に使われてい

ないのです。組合の飲み食い経費とか、そういうものに非常に大きく流れて、各省において問題さえも起しておる。これは農林省としても無関心ではおられない事実だと思ふ。こういうものについて何か余り目に余るようなものは調査をされ、それについて或る忠告を発するということとはされて

おるのですか。

○政府委員（平川守君） 組合に対する
監査はいたすことにはなつております
けれども、實際問題として非常に手が
足りません。關係上十分の調査はでき
おりません。ただ事業費の国の出す助
成金なりにつきましては、これはその
使途については厳格な何がございます

けれども、ただ組合で徴収しておる金の今のお話のような使途の問題、これについては勿論組合監査をいたすことに建前はなっておりますが、実際問題として十分な手と費用を持つておりません関係上、よほど問題になるような目に余るようなことでもあれば特別の監査をいたすことになりますけれど

も、現在のところは全国的にそう詳しく調査ができておりませんです。

○河野健三君　もう一つ伺いたいのですが、請負の場合ですね、工事金額に以て比例か何かを持たせて指名入札人の人数か何かの制限がありますか。これが百万円の工事であらうか、一千万円の工事であらうか、五千万円であらうか。

うが指名入札の場合にそれが十五人になつたり、二十人になつたり、三十人になつたりする、これは自由である

と、こういうことになつておるのですか。

○政府委員(平川守君) 特別に人数の制限、そういう一定の比率で人数の制限というふうなことはいたしてありません。ただ工事の種類によりまして、例えばダム建設であるとか、むずかしい工事についてはそれ相応の信用のある業者に限定するということは行われております。併し数で比例的に金額と比例してというふうなことはございません。

○河野三三 それは実際の問題ですが、大体この頃見ておきますと、三百万円であらうが、三百万円であらうが、五百万円であらうが、今の金にすれば極く小さな工事ですね、こういう場合にも十五人も二十人も指名入札をやつておるのです。そうすると、この連中がよつてたかつて談合をやるから、先ほど申上げますように、工事費の三割も、多いのは五割も談合ではねてしまつと、こういうことになつておるのは実情です。調べようと思つておるものも調べられないというのじやなくて、こんなものは我々でもたび／＼行つて見ておる、そういう談合をしておるころへ飛び込んで行つてですね。これは平気でやつておるのですよ。でありますから、この実情に即応して何か請負についての一つの基準というものを農林省が示さんと、際限なく私はこの談合というものは拡がつて行くと、こう思ふのですか、それに対して専門家として何かお考えがございますか。

存じますから、よく一つ研究させて頂きたいと思ひます。

○河野三三 最後に私一つの意見ですが、今の談合その他を十分監督をすることも必要ですが、もう一つ私よく考えますのは、どここの工事場へ行きまして、何々組請負という大きな看板が出ておるのです。ところがこの何々組請負という看板を出す以上は、それに必ず義務的に、この請負工事は請負幾らでやる、そうしていつからいつまでに仕上げるのだ、それから材料は何と何だというくらいものを必ずその請負人がそこへ立てなさいと、かんと、こういうふうな私は義務付けたものをやれば、そうすれば最近のやがまし世の中です。これはこの金額にしろや工事は少し疎漏じやないかと、これはなか／＼まじめにやつておるとか、これは材料がどうであるとか、特に請負業者も非常に多い競争の激しいときですから、その官庁と結び付いた顔でやつておる請負業者あたりが、いいかげんなことをしてればまじめな請負業者が見ればそれに対して必ず無所を突くはずですよ。そういうふうな請負業者の一つの義務としてその現場に必らずその請負金額その他請負の明細ですね、そんな細かい何れ何れまでは要りませんが、少くとも大体半支人が見ればわかるくらいものをちやんとそこへ提示させる。これは建設省の場合にも私は特にそうだと思います。これは直接あなたの関係じやありませんけれども、学校等の場合、この学校は何千万円の請負である、延坪幾らである、一坪当り幾らであるというふうなことをしておけば、我々が見た

つてこれは材料が少しひど過ぎるとか、これは少しインチキだということになります。そういうふうにするこゝとによつて、逆に国民の批判からそういうふうな談合その他が余り極端なものが行へないようになつてくる方法があると思ふのですが、そういうことは私は一つの意見として持つておるのですが、何かお考えになつたことがありますか。

○政府委員(平川守君) 実はそういうところまでは考えませんでした。たゞ工事が非常にできが悪いとか、悪いとかいうことについては、やはり工事に責任を負わせるという意味で、ここはどのよう組が作つたものであるというものを明らかに記録にとめておく、或いはそこに公示できるようなものを残しておくというふうなことは非常にいいのじやないか、と云ふことは考えたことと、かゝるようなこと、今のお話のようにな、請負工事中にその工事費なり、或いは工事の概要なりを公示させる、これは一つの非常に面白い考え方じやないかと思ひます。一つよくこれも併せて研究したいと思ひます。

○河野三三 最後にもう一つ。それは、これは誰が請負つたということだけ知らしても、いわゆる請負業者というものは田舎に行くと大体土方という言葉で片付けられるほどで、これは渡り者が多いのです。その土地で生れてその土地で死ぬというふうなそういう業者というのは少いのです。特に最近はその傾向がひどい。でありますから、自分がこれを請負つたのだ、末代までおれの所の会社の名譽のためにこれはしつかりやるんだというふうな

な、そういう責任感を持つた業者というものは、これは一流の業者なら別だけれども、殆んどこれはないのです。又そういう連中だから談合もやるわけなんだ。から一つこの問題については十分監督を厳重にして談合の弊を防ぐ、その他関係団体の中間経費、私は成るべく少くしたらいと思ふ。例えは余計なことだけれども、食糧庁あたりにはいたしまして、今の鉄道の問題は私はこれはよそごとじやないと思ふ。食糧庁にしたらつて、輸入食糧協

議合であるとか、食糧協合であるとか、やれ検査協合であるとか、食糧庁だけでも随分私はお手盛りのいわゆる中間経費になるものがあると思ふ。農地局においても私は絶無じやないと思ふ。併しこれは全部合せて見ても中間経費として大したことはありません。ありませんけれども、そういう問題から出発して一番大きな土建業者のいわゆる談合、これについては私は厳重に何か上からも縛り付ける、又世論から大いに批判をさせる、こういうことでこの弊害を除去して行かんと、幾ら予算を盛つたつて、これはもう一遍雨が降ればすぐ切れるような土手ばかり作るであつて、意味ないと思ふので、どうだ予算について非常に御熱心な局長は、同時にその予算額が完全にその土地の土手になり、橋になり、土地改良の効果も上げるように私は一つ特に御考慮願ひたい、これは甚だ素人でありませうけれども、素人は素人なりに、そういうことについて関心を持つておられますので、特に局長に希望いたします。

○北勝太郎 組合員の資格についてお伺ひしたいと思ふのであります。が、今までは土地改良区の区域内に土地を持ち、或いは耕作をする耕作者、これらが組合員であつたと思ふのであります。今度の方針が變つておりますか、どうですか。

○政府委員(平川守君) 組合員の資格については變つておりません。

○北勝太郎 そうですと、市町村が土地改良の事業を行ふことを得るといふことに今度なるようであります。市町村はやはり従来の通り、土地を持つておるか、若しくは耕作者、その二つのいずれに入るためにその事業がやれるようになるのであります。

○政府委員(平川守君) これは丁度府県の場合と同じように、その区域内にその改良事業をすべき農地等を含んでおるといふ意味において事業主体になれるわけでありまして、その事業をいたすにつきては、それらの土地の所有者なり、耕作者なり、そういう者の同意を得て行ふということになつておるわけでありまして。

○北勝太郎 そうですね、結局組合員たる資格のない人が経営をして行くということになるかと思ふのであります。が、その解釈してよろしうござい

ますか。

○政府委員(平川守君) つまり事業の主体としましては、その組合員たる資格を持つておる人及びその農地を含んでおる自治体を入れておるわけでありまして。原則としては、それらの有資格者で組織する土地改良区という組合が行うのが原則でありますけれども、併し例外的には大抵そういう人が組合員になつておる協同組合にも事業を認められております。それからそういう組合員が多数自治体のメンバーになつており

ますところの自治体、市町村或いは府県といふものにも事業の主体としてその事業を行うことを認める、自分の村民なり、自分の県民のためにその事業を行うことを認めるというわけであり

○北勝太郎君 そうしますと、その組合員たる資格のある人の意思によつて市町村が仕事をすることだけであるのであります。

○政府委員(平川守君) 市町村がその仕事をすることありますが、その仕事をすることについては市町村がするのでありますから、市町村としての意思決定も必要なのでありますし、なおその仕事に一番利害関係のあるのはその仕事に關する農地を持つておる人、或いは農地の耕作者でありますから、そういう人々の特別な同意も必要とする、こういう制度になつておるわけであり

○北勝太郎君 その場合における表決権は市町村は幾ら持つのであります。総会における表決権は市町村もたつた一人の分として持つのであります。それから何十八分を市町村が表決権を持つというのであります。どうですか。

○政府委員(平川守君) これは市町村は、つまり例えて言えば土地改良区と同じような立場になるわけでありまして、これは事業主体でありますから、表決権の問題はその市町村の意思をきめるとききの表決権ということになるわけであり

○政府委員(平川守君) これは市町村は、つまり例えて言えば土地改良区と同じような立場になるわけでありまして、これは事業主体でありますから、表決権の問題はその市町村の意思をきめるとききの表決権ということになるわけであり

らしい費用をかけるかというよりなことを、その市町村の議会の意思決定をするわけであり

○北勝太郎君 そこで大変疑問が起つて来るわけであり

○政府委員(平川守君) その利害関係のある農民の意思に反しては事業は行えないわけであり

○北勝太郎君 そうすると、市町村会に關係がないのじやないですか。

○政府委員(平川守君) これは市町村は、つまり例えて言えば土地改良区と同じような立場になるわけでありまして、これは事業主体でありますから、表決権の問題はその市町村の意思をきめるとききの表決権ということになるわけであり

○政府委員(平川守君) これは市町村は、つまり例えて言えば土地改良区と同じような立場になるわけでありまして、これは事業主体でありますから、表決権の問題はその市町村の意思をきめるとききの表決権ということになるわけであり

致するものじやない。この隘路の調整をどういう工合になさるかということをお願いしたい。

○政府委員(平川守君) これは、そういうわけであり

○北勝太郎君 どういう条項ですか。

○政府委員(平川守君) これは市町村が土地改良事業を行う場合において行うことができることを認めた条文であります。

○北勝太郎君 それに對して何か法的根拠がありますか。

○政府委員(平川守君) それをこの改正法で規定したわけであり

○北勝太郎君 それに對して何か法的根拠がありますか。

○政府委員(平川守君) それをこの改正法で規定したわけであり

○北勝太郎君 どういう条項ですか。

○政府委員(平川守君) これは市町村が土地改良事業を行う場合において行うことができることを認めた条文であります。

○北勝太郎君 それに對して何か法的根拠がありますか。

○政府委員(平川守君) それをこの改正法で規定したわけであり

○政府委員(平川守君) これはその次の九十六條の三におきまして、市町村がこの事業を行います場合に、丁度土地改良区の定款に當るような条例を定めるといふことになつてお

○北勝太郎君 そういふ場合において、名称はどうなるのでありますか。

○政府委員(平川守君) これは土地改良区であり

○北勝太郎君 そこで役員の問題であります。

○政府委員(平川守君) これは例えはいろいろな技術者の場合もあり

○政府委員(平川守君) これは例えはいろいろな技術者の場合もあり

に集團していいのです。そこで水を
使つて、使ふ水がみんな下に石狩川の
ほうに流れて行つてしまふ。その落ち
水を又更に利用してポンプ・アップを
して土地改良に使つておる、こういう
ような關係があるのではありませんが、た
だ一番困るのは最近における電氣料が
むやみに高くなつた、実は二割ばかり
は揚水機で行つて、そして八割は自
然流下で行つておるのであります。が、
それを共同事業でやられたものではな
ら、そこで八割の自然流下の地帯は二
割のこのポンプ・アップで行くところ
の地帯の電氣料のために実は苦しみ抜
いておる。最初にそういう条件を付け
られたら、今更だうすることもできな
い、非常に困つておるのであります
が、そこで一つこれはそういう困つて
おるところだけじゃありません、日本
全国的に農業用の電力に対してはもつ
と割引をさせることを農林省がやるべ
きじゃないですか。殊に水が余る時期
に多く使つたのであります。そこで
水の余る時期というものは要するに電
氣の豊富な時期に水田の水に揚げて使
うということになるのであります。そ
もつと／＼安くさせることが出来る。
それで米の生産費を低下させるという
ことになるのだと思ふのであります。
これは私の組合だけの問題じゃなく
て、全国的な問題として一つこの方面
について、もう一段の御努力を願
つて、そしてポンプ・アップをして
やつても引合ふようにして、もうらうの
が必要じゃないか、こういう点につ
いて農林省のお考えがありますならば
承りたい。

○政府委員(平川守君) これは電氣料
金の問題は非常に大きな負担と思いま
すので、現在におきましても先般改訂
の際におきましても、非常に農業關係
はまあ電氣の側のほうで非常に勉強を
したというところで、まあ一般より比
すれば相当有利になつております。
併したた農産物の価格なり、農家の経
済から眺め合せれば不十分であるとい
うことであらうかと思ふのでありま
す。併しこれについてはいろいろ今後
とも折衝をいたしまして、できる限り
農業關係の負担を軽減するようなこと
を更に一方やつて参りたいと考えてお
ります。只今のところ具体的にそれで
はござまうというまでのお約束もでき
かねます。

○北勝太郎君 この土地改良区の設立
に當つては三分の二の賛成があれば未
加入者を強制して加入させることがで
きるの、今の御説明の通りであります
が、併し一たび土地改良区ができ上つ
てしまつた後に、その加入しておらん
人たちに對して後に加入させるという
ようなことが、強制加入をさせるよう
な途がありますか、どうかであります
か。これはなぜそう申上げるかと言
いますと、今の北海道の組合は随分広い
地域に亘つておるのであります。そ
の真ん中ほどのところで今後開闢事業
で電力が桂沢ダムで水を持つて
来る、随分大きな水を持つて来るのだ
と、随分ありますが、それがどうして
北海道土地改良区へ水を一緒に持つて
来なければ完全な仕事はできない。そ
うして今度新しくそれじゃ水田の
開闢ができるのであります。その人
たちを自分らの同じ用水に水を通させ
て、そして一緒に加入させるとい
うことができるのであります。強制加

入ができればそういう方法はできます
が、そうでなければ、そういう方法は
でき得ないものであります。こういう
点につきまして、すでにでき上つたも
のに對する強制加入の方法ありやとい
う点なんでありま。

○政府委員(平川守君) これはやはり
その新しい地区が従来の土地改良区
に地区として加つて来るような形
でありますので、この法案の六十六條に
ありますので、この法案がございま
し、やはりその地区内における有資格者
の三分の二の同意が要る、その同意を
得れば、そのまゝとつた地区として従
来の土地改良区に入つて参る、その入
る地区の三分の二の同意はやはり得な
いといけないということになつており
ます。

○北勝太郎君 そこで、そうすれば三
分の二の同意を得て用水を使ふよう
になります。この用水の使用権とど
も言いますか、いわゆる水を年中平等
に流してもらわなければならないとい
うような關係等からしまして、実は発電事
業と農業の灌漑ということが非常に關
係が深くなつて来るのであります。更
に、そういうような動力を農村に農
業動力として使うという上にも
発電事業と非常に密接な關係がある、
即ちその用水の灌漑等を年中使わす
というふうなことになるのでありま
す。随分關係が深くなると思ふのであ
ります。こういう発電事業等に対し
ても土地改良区は発言権を持てるよう
にする方法はないでしょうか。

○政府委員(平川守君) その電氣をこ
ちらへもらうというふうなことに
ましては、これはまあ電氣の一般の法
律の問題になりますので、そこま
でこの土地改良のほうで要求すること
は、困難かと思ひます。現在におきま
して、これは電氣にどういふふう
に、農業のほうにどういふふう
に、農業のほうにかなり細かい点につ
きまして、農業關係者の発言が
できるようになつておりました。これ
については、そういう農業關係者から
異議の申立等がある、か
りまして、これは農林大臣も出席
をして、農林省としても、又
農家の側に立つての意見を述べ

許可の際におきまして、農業關係者の
ほうから意見を申すことができること
になつております。これは別な法律で
そういうことになつておりましたので、
その電力を開闢する際、その許可手続
の途中の段階において、利害關係のあ
る土地改良区の農民のほうから、土地
改良区が言つてもいいわけですが、そ
の電源開闢自体に對して意見を申立
まして、そしてその水の利用の方法
なりについて許可の条件としてこれ
を付けて行くということができるよう
になつておるわけでありま。

○北勝太郎君 もう一つ。そういう場
合に意見を申述べる、それができると
いうことは非常に力が弱い。そこで実
は水の始末のほうはこの水の用水を使
うのであります。そこで年中を通
じて農村の電化等をする、これにつ
いて、もつと強い発言ができるように何
か法規の改正等をしてもらふ用意があ
りますか、どうですか。

○政府委員(平川守君) その電氣をこ
ちらへもらうというふうなことに
ましては、これはまあ電氣の一般の法
律の問題になりますので、そこま
でこの土地改良のほうで要求すること
は、困難かと思ひます。現在におきま
して、これは電氣にどういふふう
に、農業のほうにどういふふう
に、農業のほうにかなり細かい点につ
きまして、農業關係者の発言が
できるようになつておりました。これ
については、そういう農業關係者から
異議の申立等がある、か
りまして、これは農林大臣も出席
をして、農林省としても、又
農家の側に立つての意見を述べ

題でなくしまして、我が国国土資源開
発の上において重要だ、而してそれが
食糧増産にも影響があるし、農民経済
にも非常に影響があるだろうというこ
の建前から行きて、これを一つは
つきりやつて頂くことが本改正案の趣
旨でなくてはならぬと思ふのでありま
す。従いまして、これを適用する場合
に、ただ文句の上では如何にも監督も
或る程度まで指導監督をするようにも
考えられますけれども、実際の適用の
上におきまして、これを万端漏れなきを
期して頂かないという、本法案は魂
が入らないということになると思ふ。
従いまして、私は本改正案につきま
しては大いに賛成するものでありま
して、むしろついでにこの質案を打切
つて頂きまして、討論採決に移つて頂
きたいという事を考えておるのであり
ますが、最後に私といたしまして、
その点を十分考へてやつて頂かれるか
どうかという事を明確に御回答を願
いまして、議事の進行を図つて行きたい
と、こう考へておるわけでありま
すので、御回答願います。

○政府委員(平川守君) この事業の適
否の認定という事にいたしました趣
旨は、従来の予備審査というものが徒
らに手続的に複雑でありまして、そ
れを簡素にした意味でありまして、こ
の事業の内容について、これが果して
農民の負担に値するだけの仕事である
かどうか、その内容が適切であるかど
うかという事につきては、まあ
私のほうといたしましては、特に農地
局の中にも一部を独立に設けておるく
らいでございまして、或いは農地事務
局にも一つの部を設けておるくらいで
ありまして、この新しい事業の適否

の認定ということには非常な力を注い
ておるつもりでございします。今後とも
これに対しては、これがまあ事業の一
つの要になるわけでありまして、大い
に力を入れて参りたいと思へます。そ
れからなお検査なり、監督の点につ
きまして、これは全く御意見の通りと
思ひますので、ただ現在のところは人
員なり予算なりの関係がやや不十分と
存じますので、この点についてはいろ
いろ御指摘もありませんやうな欠点もあ
りますから、今後とも力を入れて明年
度予算等においても、これについては
特に力説をして相当なる費用を付けて
もらふようにしたいと、かように考へ
ておるわけでありまして。

○佐藤清一郎君 先ず最初にお聞きし
たいことは、市営、町村営の場合に役
員はどういうことになりましようか。
○政府委員(平川守君) これは法律
上の形式といたしましては、やはり市
町村が普通の機構でやる、従つて市
町村長が理事者になつて、その他の職
員を使つてやつて参るということにな
るわけでありまして。ただ市町村の場
合には相当特殊の仕事でありますか
ら、これらの運営に關する一種の補助機
関と申しますか、諮問機関と申します
か、そういうものは必要だと思ひます
が。

○佐藤清一郎君 農水産の資金融通法
ですな、あの融通法によつて特に都道
府県から出た場合に、どのくらい賄い
得るかどうか、全額融資ができるほど
たくさん賄い得るかどうかということ
をお聞きしたい。

○政府委員(平川守君) これはそのと
きの予算によるわけでございますが、
まあ本年度で申しますと、総額約百億

ほどを土地改良、災害復旧も含めまし
ての広い意味の土地改良、このために
百億、尤もそのほかの広い意味で牧野
等まで入れますと、百十五億ほどにな
りますか、そのくらいの資金を以て各
県に割當をいたしておられます。實際問
題といたしましては、希望が殺到いた
しまして、十分に各府県の要求に應じ
かねておりますけれども、併しともか
くも百億からの資金でございします。或
る程度目的は達しておるかと思つて
おります。

○佐藤清一郎君 市町村営に対する補
助率はどのくらいの補助率になつてお
りますか。
○政府委員(平川守君) これはやはり
いわゆる団体営に該當するものになる
と思ひます。従いまして、灌漑、排水
等でありまして四割の補助率、面整理
その他でありますと三割の補助率とい
うことにならうかと思ひます。

○佐藤清一郎君 本案は食糧増産の面
からも、これは都道府県からも相当数
を要されておる事項が改正されたわけ
でありますから、全面的に賛成するわ
けであります。この資金の枠が少い
というところから、折角この法
案が可決いたしましたしても実情に適
しない、各都道府県からの申請に対し
まして、ほんの僅かなものだけしか認
可にならないというやうな現状では、
本法案の目的、即ち年々増加する人口
に對するどうしても食糧を増産せねば
ならぬ日本の重要政策の面から見て、
大量に予算をとる責任が私はあると
思ひます。この意味におきまして、是
非一つ局長は全責任を負ひまして来年
度は御審議願ひたいと思ひます。全面
的に賛成いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 私からちよつ
と細かい点二点お聞きしたいのです
が、第一点は、市町村の場合に、これ
は殆んどそのケースはないと思ふので
すが、東京都の二十三区ですが、例
えば葛飾区あたりに農耕地帯があるの
ですが、これは全然入つていないです
か、これはどうなつておりますか。
○政府委員(平川守君) 市町村に準ず
る区は市町村に準じて扱ふと……。

○委員長(片柳眞吉君) その規定はあ
りますか。
○政府委員(平川守君) あります。

○委員長(片柳眞吉君) それなら結構
です。もう一点は、今佐藤さんが質問
されてちよつと気がついたのですが、
ね。市町村の場合に農林漁業資金融通
法の現行規定では金融公庫から融資は
できないですね、これは……。

○政府委員(平川守君) これは金融公
庫のほうの規定の關係上、あの公庫の
資金は市町村の場合には出すわけに
参らないということになるわけであり
ます。

○委員長(片柳眞吉君) これは或いは
起債で行くということかも知れませんが、
なにか、町村起債になるとむづか
しいし、又利息も高いということにも
なると思ふので、今度やれんと思ふの
ですが、それをさつき雨森さんも言わ
れておりましたが、相当これが出て来
ると、やつぱり農林漁業資金融通の金
が行かんと、やや比がどうも不利にな
るのじやないかと思ひますが、将来改
正するやうな御意思はありましよう
か。

○政府委員(平川守君) これは地元の
負担の分については、必ずしも市町村
が借入人にならなくても、地元負担とし

て公庫の金を農民がその負担する側に
おいて借りるという事はできるわけ
です。それから市町村自体が資金とし
て手に入れることについては、今のと
ころはやはり起債で行かざるを得な
い、直接に公庫から市町村自体が借り
るという事はできないわけでありま
す。これについては公庫法の問題に
なるわけでありまして。

○委員長(片柳眞吉君) いや、公庫法
の問題であることはわかつておるので
すが、細かいのですが、市町村でやつ
ている場合に、その農民の人が一定の
賦課金を出すやうな場合に、賦課金ま
で土地改良資金として金融公庫から金
は出ましようか。

○政府委員(平川守君) それは補助事
業に對する自己負担分として公庫から
金を出せることになつております。
○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記
を止めて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて
下さい。大体御質疑も尽きたやうであ
りますので、質疑はこれで打ち切りま
して御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ない
と認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたはそれぞれ、賛否
を明らかにしてお述べを願ひます。
別に御意見もないやうでござい
ますから、討論は終結したものと認めて御
異議ございませんか。
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ない
と認めます。
それではこれより採決に入ります。

土地改良法の一部を改正する法律案を
原案通り可決することに賛成のかたの
挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でござい
ます。よつて本案は全会一致を以
て可決すべきものと決定されました。

なお、本会議における委員長の口頭
報告の内容等、事後の手續は慣例によ
りまして委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと〕呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと
認めます。

次に本案を可とされましたかたは順
次御署名を願います。

多数意見者署名

小林 亦治 川口爲之助
松浦 定義 北 勝太郎
河野 謙三 清澤 俊英
上林 忠次 佐藤清一郎
重政 庸徳 雨森 常夫
森田 豊壽 宮本 邦彦
○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記
を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め
て。

休憩にいたしましたして、会期の延長が
さまりますれば、そのまま散会とい
うことで休憩に一応しておきます。

午後四時三十一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった。〕

昭和二十八年九月十八日印刷

昭和二十八年九月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局